

ソーシャル・インパクト・ボンドについて

平成30年4月3日

総務省自治財政局調整課課長補佐 北村洋二

目次

PPP/PFIの現状	P1
ソーシャル・インパクト・ボンドとは	P3
ソーシャル・インパクト・ボンドの取組事例	P8

PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)

※**橙字**は主な改定事項

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント
改定の

- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
- ・ 平成28年度フォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ(優先的検討の更なる推進等)**
- ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設**を追加

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のある優先的検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間に於いて、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開の具体的推進 ・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施 ・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域プラットフォームを通じた案件形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ ・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援 ○民間提案の積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定 ・民間提案支援を平成29年度から実施 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
<p>公的不動産における官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園におけるPPP/PFI手法の拡充 ・遊休文教施設の利活用 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 		

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野	空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】 道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】 クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】
事業規模目標	21兆円(平成25～34年度の10年間) (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)
PDCAサイクル	毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

公共施設の整備・運営

政府による整備・運営

PPP

(Public Private Partnership)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

例)

- ・ 包括的民間委託
- ・ 指定管理者
- ・ 官民連携開発事業
- ・ 公的空間の利活用

PFI

(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

例)

- ・ BOT (Build Operate Transfer) :
PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、契約期間中の維持管理・運営 (Operate) を行い、事業期間終了後は公共主体にその施設を移管 (Transfer) する方式。
制度上、民間事業者による事業資産の所有が可能な場合に成立する。
- ・ BTO (Build Transfer Operate)
PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、その施設の所有権を公共主体に移管 (Transfer) した上で、PFI事業者が一定の事業期間、その施設の維持管理・運営 (Operate) を行う方式。

コンセッション

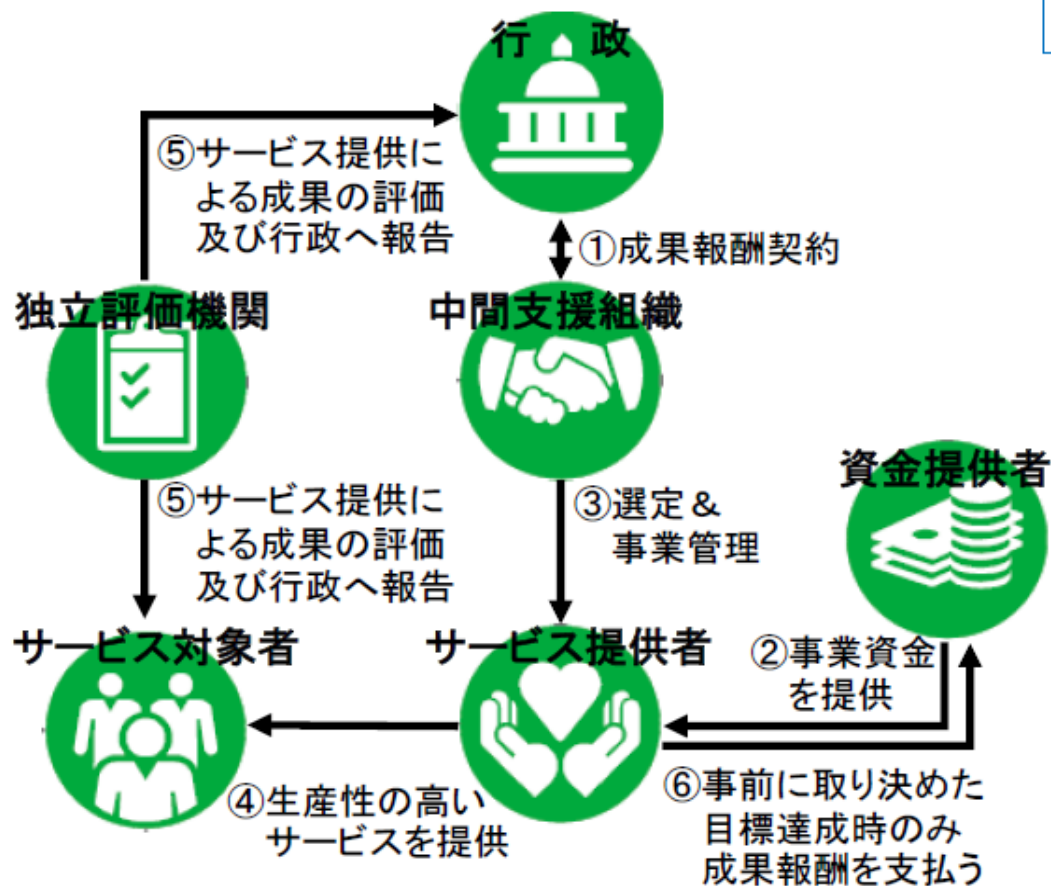
施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。

平成23年5月の改正PFI法では「公共施設等運営権」として規定された。

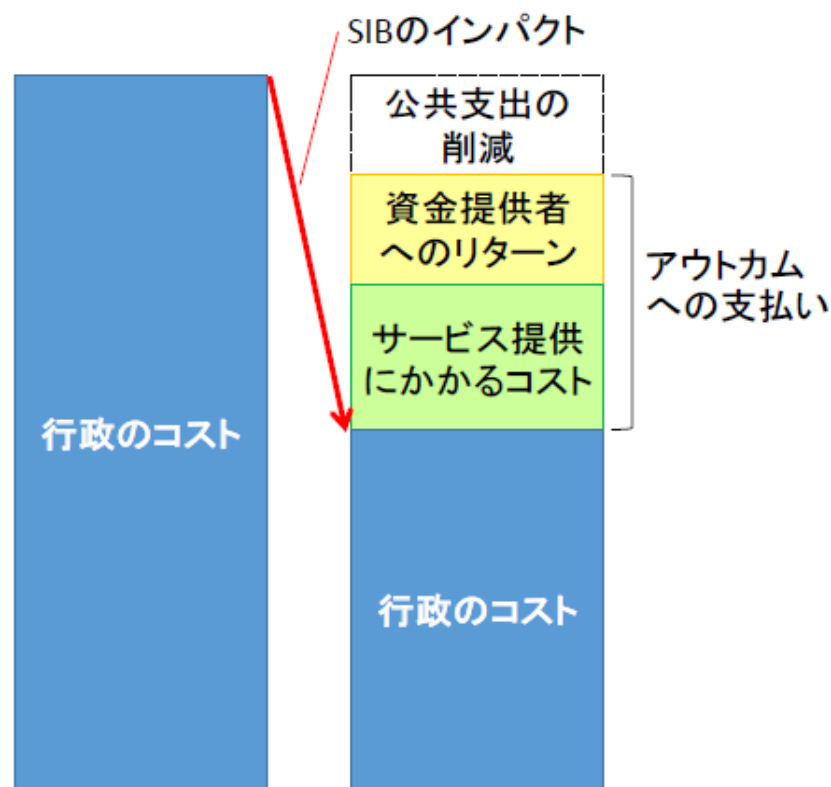
ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)とは

ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)とは、資金提供者から調達する資金をもとに、サービス提供者が効果的なサービスを提供し、サービスの成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還する、成果連動型の官民連携による社会的インパクト投資の手法の一つである。¹

ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組み¹



ソーシャル・インパクト・ボンドの投資効果算出イメージ²

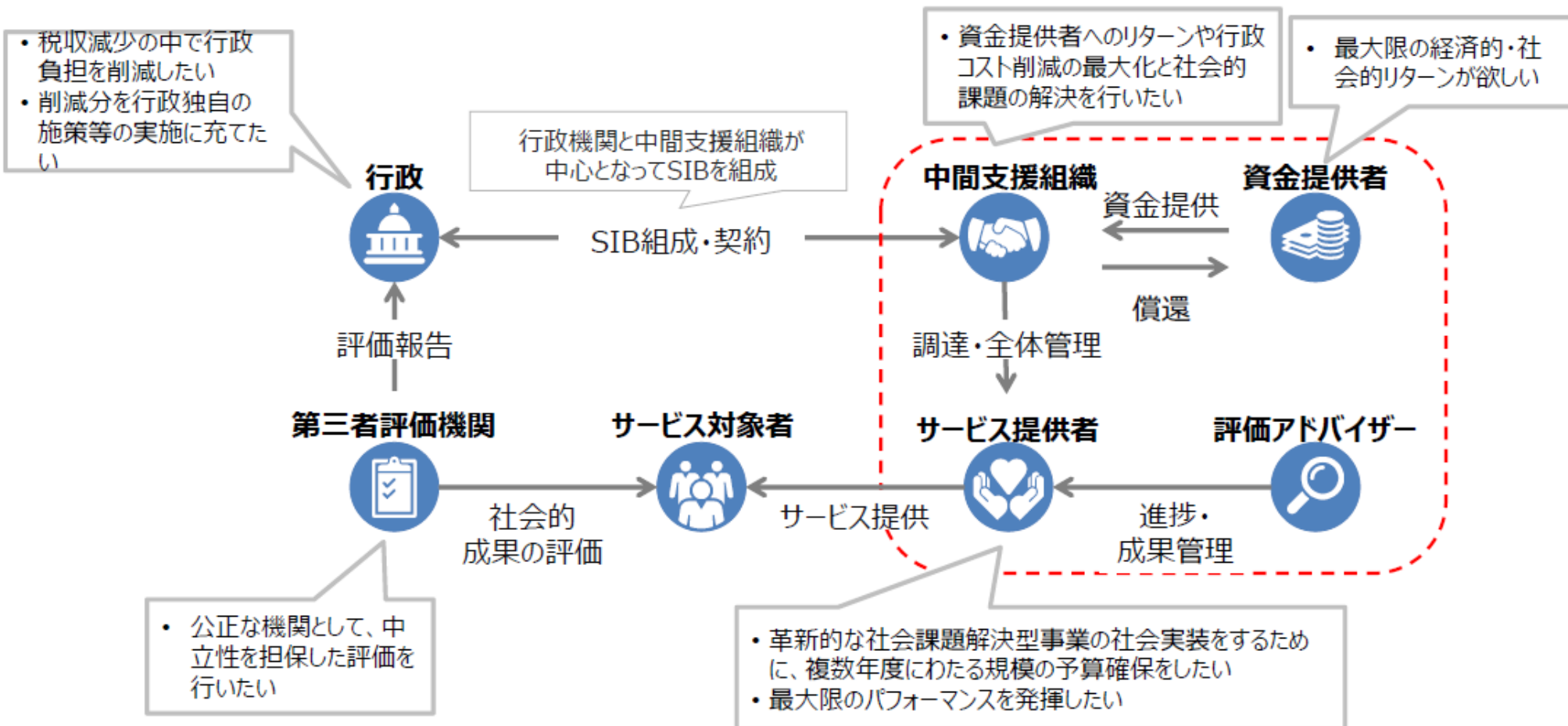


1 出典:「日本における社会的インパクト投資の現状2016」(2016.9.28 G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会)

2 出典:「ソーシャルインパクト・ボンドとは何か」(塚本一郎/金子都容編著 2016.11.30)より

SIBの具体的な組成・推進体制（イメージ）

- SIBを実施する際には、中立的に事業成果を評価する第三者評価機関や、行政・資金提供者・サービス提供者等の調整・案件形成等を担う中間支援組織が必要とされる。
- 現実には、評価や組成・管理にも相応のコストがかかることを踏まえ、事業の規模や性質に応じた適切な推進体制を検討することが重要。



(参考) SIB推進体制における主な想定組織

未来投資会議(H30.2.27)
構造改革徹底推進会合
経済産業省提出資料

主なSIB推進体制

想定組織



行政

中央政府、都道府県、基礎自治体



中間支援組織

財団等非営利団体、シンクタンク・コンサルティング
会社等営利団体 など



サービス提供者

NPOなどの非営利団体、
社会的企業や一般企業などの営利団体 など



資金提供者

個人投資家（寄付、純投資）、
法人（財団、企業CSR、金融機関）、
その他休眠預金の活用 など



評価アドバイザー

シンクタンク、コンサルティング会社 など
（中間支援組織が担うことも可）



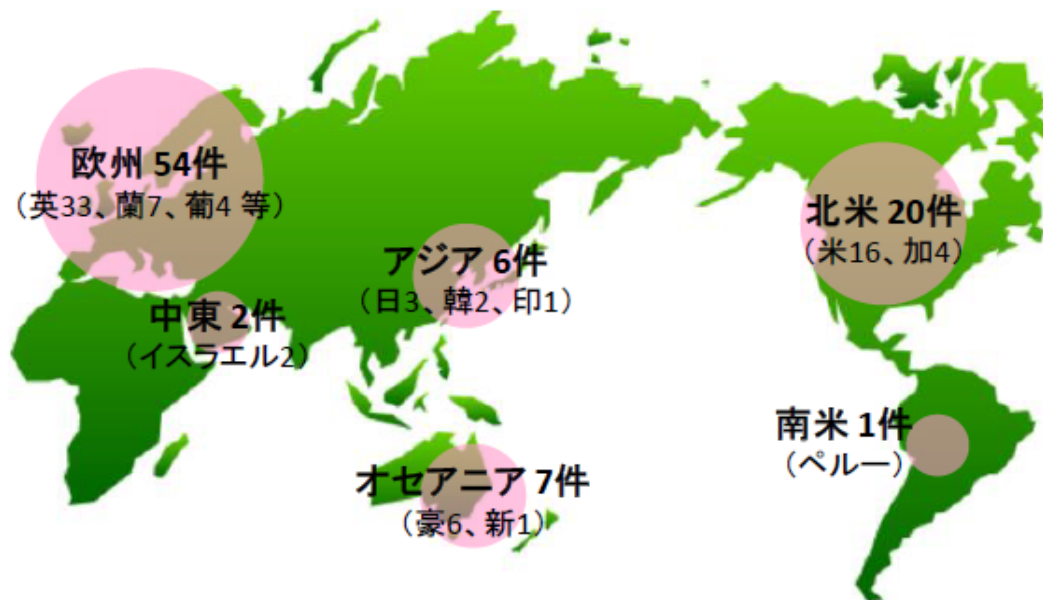
第三者評価機関

大学、評価専門組織、監査法人 など

SIBの動向

- 世界初のSIBは、英国ピーターバラ刑務所での再犯防止事業。同刑務所に収監されていた2,000人の軽犯罪者に対し自立支援事業を実施。結果、対象者の再犯率は対象群と比較して9%低くなり、目標値(7.5%)を上回った。
- 世界でのSIB実施事例:19か国 89件、約320億円⁵

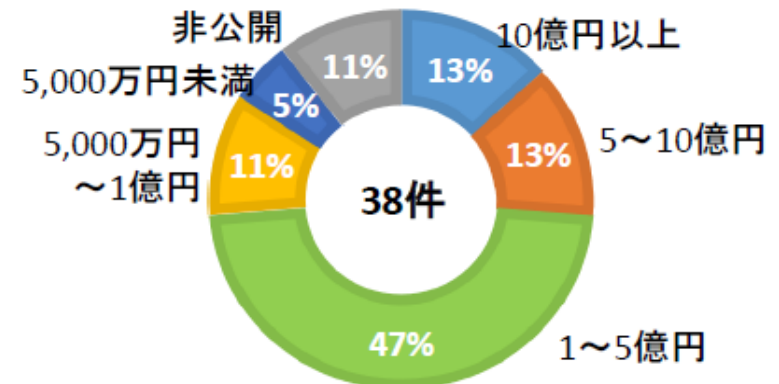
地域別SIB実施件数⁵



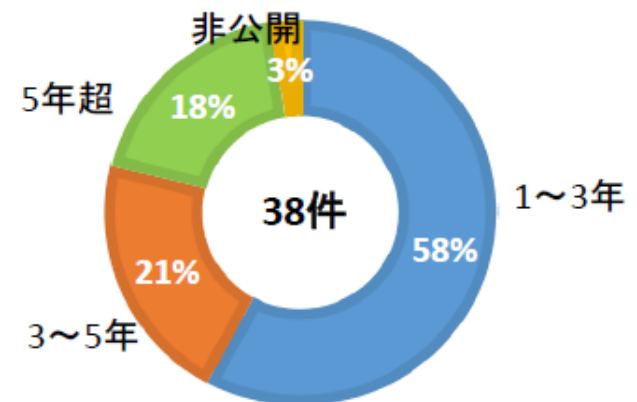
5 出典:「新しい官民連携のしくみ ソーシャル・インパクト・ボンドの可能性」(2018.1 (一財)社会的投資推進財団)／Social Finance UK(2016)“Social Impact Bonds - The Early Years”

6 出典:「新しい官民連携のしくみ ソーシャル・インパクト・ボンドの可能性」(2018.1 (一財)社会的投資推進財団)／Global Economy and Development at BROOKINGS (2015)「The Potential and Limitations of Impact Bonds」

各案件の規模⁶



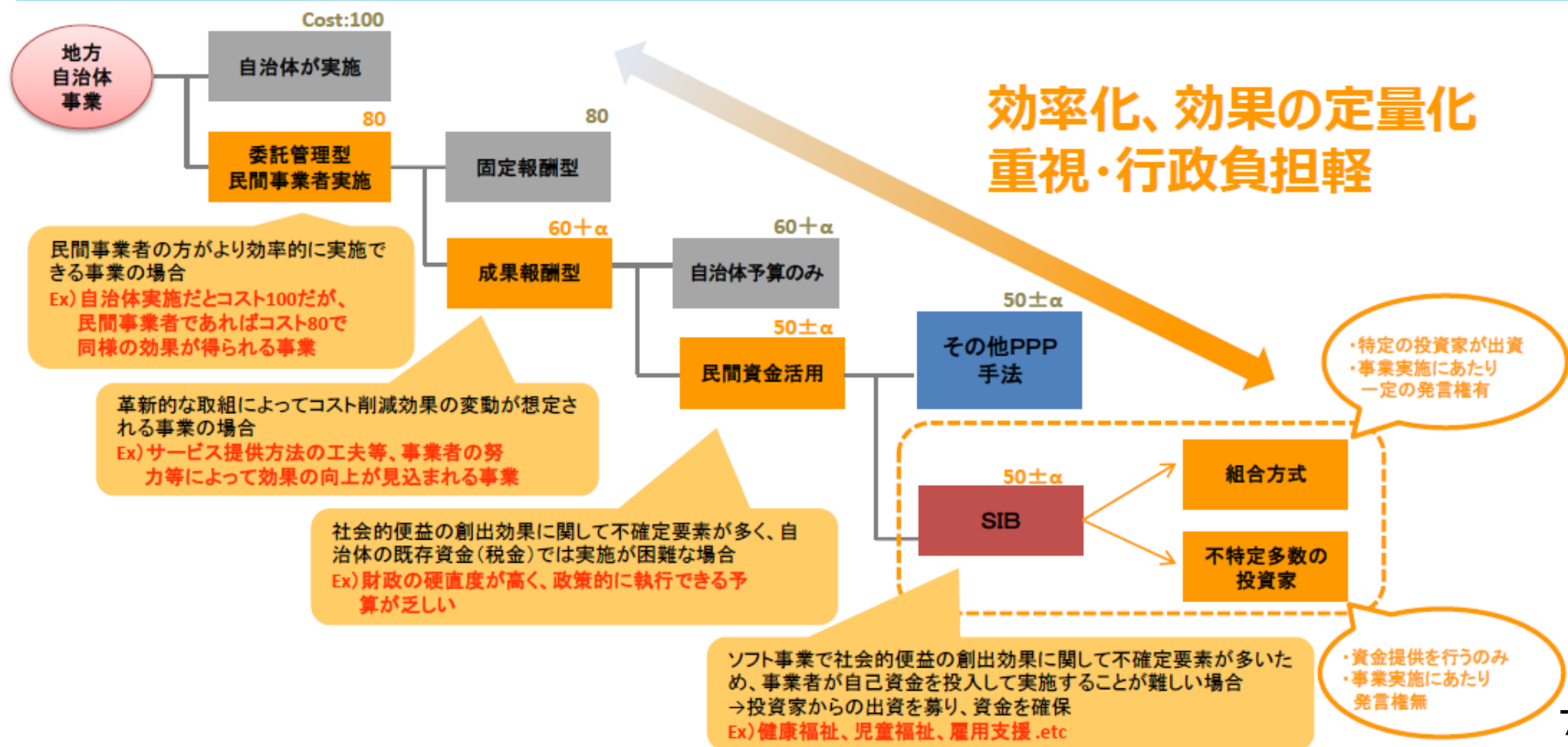
各案件の事業期間⁶



SIB実現可能領域の要件と地方自治体事業との関係性

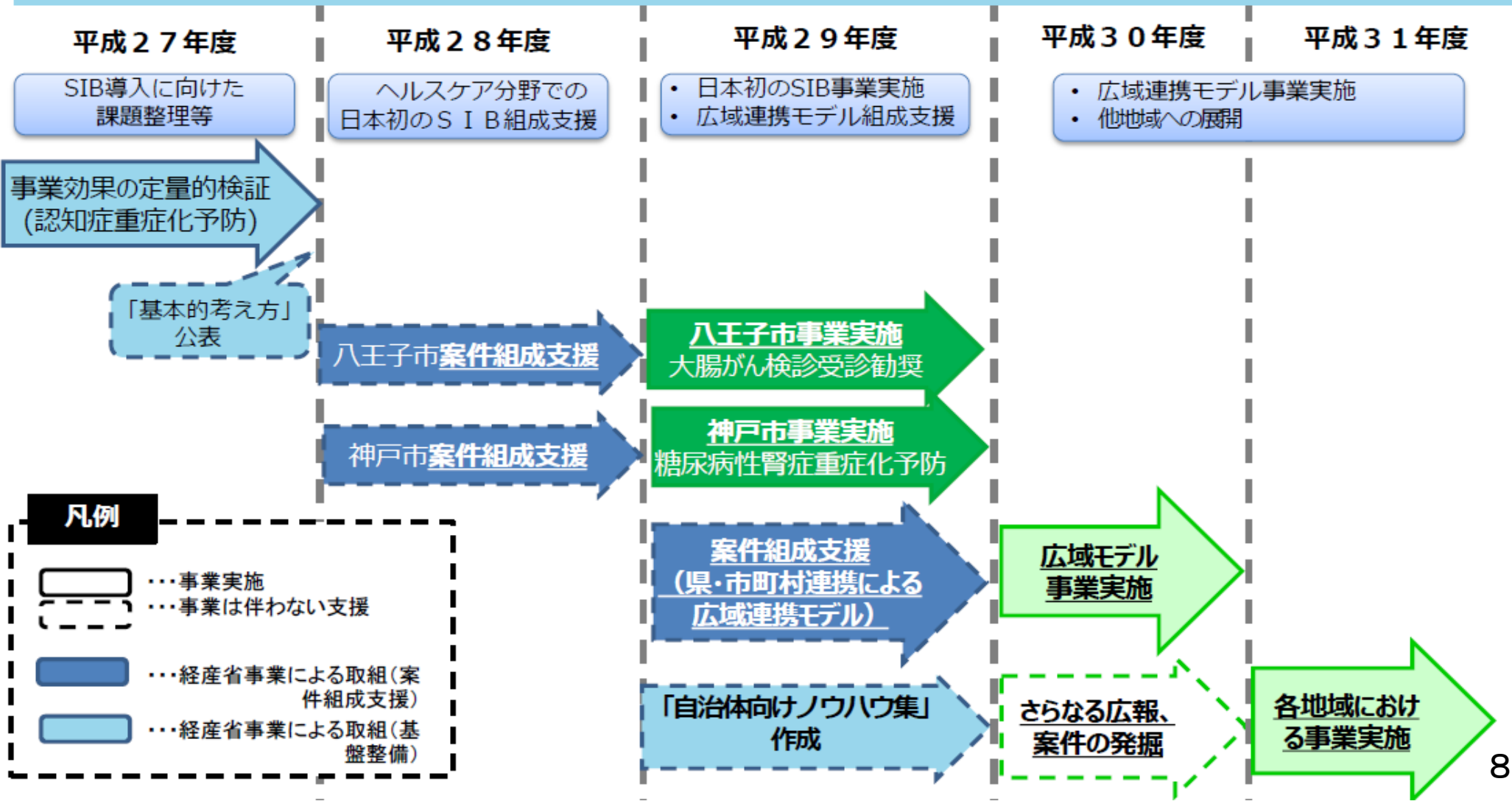
地方自治体単独実施

- ⇒ **民間委託**：①民間事業者の方が効率的に実施可能
- ⇒ **成果報酬型**：かつ、②革新的な取組によってコスト削減効果の変動が想定
- ⇒ **民間資金活用**：かつ、③社会的便益に関して不確定要素が多く、自治体の既存資金では実施が困難
- ⇒ **ソーシャルインパクトボンド**：かつ、④事業者が自己資金を投入して実施することが難しい場合



経済産業省におけるヘルスケア分野でのSIB導入促進に向けた取組

- 日本において本格的なSIBの導入・普及はこれから。
- 経済産業省においては、意欲ある自治体の案件組成を支援。昨年度支援した八王子・神戸の両市が本年度SIBによる事業を実施。



ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の最近の案件形成事例

- 平成28年度に案件形成を支援した神戸市及び八王子市において、今年度から糖尿病性腎症重症化予防と大腸がん検診受診勧奨事業を実施。
- 平成29年度は経済産業省において広島県での市町連携モデルの案件形成を支援し、平成30年度の事業開始を予定。
- また、事業者・自治体主導で、県域を越えた市町連携での広域連携モデルの案件形成が進められている。

案件形成が進められている2事例の概要

	広島県+市町	兵庫県川西市・新潟県見附市・千葉県白子町
実施期間	3年間（評価期間2年含む）	5年間（評価期間2年含む）
事業内容	対象者の過去の検診・検査情報を人工知能を活用して分析。オーダーメイドの受診勧奨を行い、大腸がん早期発見者数の増加を図る。	健康無関心層を行動変容させるヘルスケア事業（健幸ポイントプログラム、生活習慣病予防プログラム等）を行い、健康づくりを促進する。
サービス対象者	各市町国保加入者のうち、前年度大腸がん検診未受診者	各市町の成人（約1割の参加を目標）
サービス提供者	保健指導事業者（今後公募予定）	株式会社タニタヘルスリンク、株式会社つくばウェルネスリサーチ
資金提供者	未定※サービス提供者確定後に決定（機関投資家、金融機関、財団、個人投資家等）	常陽銀行、機関投資家、市民・地元企業等
案件組成支援	ケースリー株式会社	株式会社つくばウェルネスリサーチ 筑波大学

保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業

平成29年度予算額:72,673千円(平成30年度予算案額:111,274千円)

概要

保健福祉分野において、ソーシャル・インパクト・ボンドなど**社会的インパクト投資の枠組みを活用して社会的事業を試行的に実施し**、社会的事業の成果を測定する指標の設定、事業成果に基づく報酬の設定と行政や民間資金等の提供者との契約締結などの環境整備、行政による財政支援の成果指向型への改革等について、その課題や有効性の検証を行う。

これを通じて、**保健福祉分野における社会的事業の開発・普及**を目指す。

事業の枠組み

●事業の趣旨

- (1)民間の創意工夫のある取組を展開することで、地域における保健福祉分野の社会的課題の**発生又は深刻化を事前に防止し**、**社会全体のコストを従前より軽減**する
- (2)地域において十分に活用されていない物的資源・人的資源を活用することにより、**新たな社会的価値を創出**する

●事業の枠組み・プロセス

○基本的な枠組み

- 社会的事業者、中間支援組織、行政等で構成する**コンソーシアムの構築**
- **民間資金**（有償資金、寄付・会費等のいずれも可）の活用
- **ロジック・モデル**（事業の実施とアウトカムの関係を論理的に示すもの）と**成果指標**の設定
- 有償資金の場合には、**成果と連動した支払テーブル**の設定

○事業実施のプロセス ※平成29年度は**計画策定型**（①及び②を行う）と**事業実施型**（①～⑥を行う）の2類型

- ①コンソーシアム構築
- ②指標・支払テーブル設定
- ③資金調達
- ④事業実施
- ⑤評価と成果による支払
- ⑥指標等の検証

○委託費について

- 国からコンソーシアムの代表となる者（社会的事業者又は中間支援組織）に対し、定額を支出
- 対象となる経費は、上記の事業実施のプロセスにおいて発生する経費（建築等施設に関する経費等を除く）

今年度採択された事業

未来投資会議(H30.2.27)
構造改革徹底推進会合
厚生労働省提出資料

健康づくりへの支援

- レセプトデータ等を活用した受診勧奨による人工透析への移行の予防【奈良県天理市】
- 地域の多職種連携による糖尿病の重症化予防及び糖尿病性腎症による人工透析への移行の予防【東京都多摩市】

子どもへの支援

- 「リクルート」から「終了後のサポート」までの包括的支援による養育里親の質・量の向上【大阪府】
- フリースクール事業による不登校等の子どもへの学習・生活支援を通じた自立支援【大阪府池田市】

生活困窮者への支援

- 引きこもりの若者等へのアウトリーチ支援による就労に向けたステップアップ支援の実施【千葉県柏市】

地域コミュニティづくりへの支援

- 農林業等の地域資源を活用した、生活困窮者などの社会参加・就労支援と、コミュニティ再生【滋賀県東近江市】
- 多世代の地域住民の参画による地域づくりと、介護予防・自立支援【福岡県久留米市】
- 専業主婦や高齢者などの参画による子育て環境充実と地域活性化【北海道当別町】
- コミュニティ拠点の整備と、高齢者・障害者の参画による地域活性化と健康寿命の延伸【宮城県仙台市】
- 遊休耕作地を活用した認知症高齢者の社会参加と認知症予防【奈良県奈良市】

※ ■:事業実施型、○:計画策定型
※ 括弧内は事業を実施する地域

「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」(H29.6.9閣議決定)

1. 健康・医療・介護

(2)新たに講ずべき具体的施策

ii) 産学官民が一体となった健康維持・増進の取組促進

- ・ 民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施するソーシャル・インパクト・ボンドなど、社会的インパクト投資の取組を保健福祉分野で広げる。このため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備や地方公共団体における案件形成の支援等を行う。また、行政・金融・実施事業者それぞれの課題や対応について、これまでの事例を踏まえた検証や整理を行う。

「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」(H28.6.2閣議決定)

2. 世界最先端の健康立国へ

(2)新たに講ずべき具体的施策

i) 公的保険外サービスの活用促進

④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備

健康寿命延伸産業が持続的・自立的に創出されていくための環境を整備する。(中略)加えて、食・農、観光、スポーツなどの地域資源等を活用した産業創出を促進するとともに、高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての基礎研究の推進、自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するためのソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上」(H29.6.9閣議決定)

5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

(3) 共助社会・共生社会づくりに向けた取組

成果志向の事業遂行を促進する社会的成果(インパクト)評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、寄附文化醸成に向けた取組の推進やNPOの活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する。休眠預金等の活用に向け、来春を目途に基本方針を策定する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(H28.6.2閣議決定)

2. 成長戦略の加速等

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

③ 地域の活性化

(地域の活性化)

成果志向の事業遂行を促進する社会的成果(インパクト)評価の推進や民間資金の活用により、複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図ることで、活力あふれる共助社会づくりを推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(H27.6.30閣議決定)

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[I] 公的サービスの産業化

(民間資金・民間ノウハウの活用)

・ 貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」(H29.6.9閣議決定)

①一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくり

【具体的取組】

◎社会的事業を巡る環境整備

- ・ 明確なビジネスモデルと堅実な事業ガバナンスによって民間の資金を呼びこめるような持続可能な社会的事業の構築を目指すソーシャルベンチャーを広めることを通じ、地域の多様な社会的課題を解決するための環境を整備する。
 - ・ そのため、①組織・体制づくりの支援、②事業の社会性を認知するための仕組みの整備、③プロフェッショナル人材の獲得支援等に取り組む。具体的には、平成29年度中に以下の取組を開始する。
2. 民間からのアプローチ、行政からのアプローチ、裨益する関係者間自らで支え合うアプローチなど、様々な角度から、事業の社会性に対し、幅広く認知を得るための以下の取組に着手する。

第二に、事業実施主体を極力早期に選定し効率的な事業執行を目指す手法や、SIB(Social Impact Bond)などの手法により、ソーシャルベンチャーを効果的に活用して、地方公共団体が取り組む事業に対する地方創生推進交付金等による支援。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」(H28.6.2閣議決定)

②ローカル・イノベーションによる地方の良質な「しごと」の創出

【対応の方針】

◎若者の創業支援

- ・ 社会的ビジネス向けに、空き家などの不動産活用手法、広く受益者から徴収するBID※などの独自財源活用手法、社会的効果を見える化しその達成インセンティブを活用する社会的インパクト投資方式など、官民でリスクシェアをするための方策について更に検討を深める

※Business Improvement Districtの略。米国、英国等における制度で、主に商業地域において地域内の資産所有者・事業者が、地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織と資金調達等について定めたもの。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」(H27.6.30閣議決定)

③民の知見」を引き出す(民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用)

人口減少が進む中で、民間の創意工夫を最大限活用し、「民の知見」を引き出すことが重要である。このため、民間の資金・技術や経営ノウハウを活用するPPP/PFI手法を通じ公共施設のマネジメントを最適化・集約化することや、地域の企業における少子化克服に向けた働き方改革を推進すること等が考えられる。

また、民間資金や知見を活用する手法の一つとして、社会的インパクト投資(SIB)が英国で始まり世界に広がりつつある。我が国においても、パイロット事業を検証しながら、こうしたものを含めた社会的課題の解決手法の活用に向けて、課題の整理等の検討を進めていくことが考えられる。

「再犯防止推進計画」(H29.12.15閣議決定)

④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

イ 社会的成果(インパクト)評価に関する調査研究

法務省は、関係府省の協力を得て、民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果(インパクト)評価に関する調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等に対してその調査結果を提供し、共有を図る【法務省】